

# 軽減税率対策補助金

消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金

## 軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

## 軽減税率制度対応として、3つの申請タイプがあります。

A型

### 複数税率対応レジの導入等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある事業者が使える補助金です。

B型

### 受発注システムの改修等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者が使える補助金です。

C型

### 請求書管理システムの改修等支援

軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。

[2019年2月6日拡充]

※いずれのタイプにおいても、レジ・券売機、受発注システム、請求書管理システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売・取引しており、将来にわたり継続的に販売や請求書の発行を行うためにこれらを導入又は改修する事業者を支援します。

## 申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書（数枚）と、証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行います。  
※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。
- A型及びB-2型及びC型は事後申請、B-1型は事前申請になります。
- 代理申請協力店制度など、申請書の作成サポートも充実しています。
  - ・ A-2型、A-5型は代理申請を原則としています。
  - ・ A-4型、A-6型は代理申請を必須としています。
  - ・ B-1型はシステムベンダー等による代理申請としています。
  - ・ C-1型、C-3型は、システムベンダーまたは代理申請協力店等による代理申請を必須としています。

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(2016年3月29日)から**2019年9月30日**までに導入又は改修し、支払いが完了しているものが支援対象となります。なお、A-5型、A-6型、C型においては、**2019年1月1日**から**2019年9月30日**までに導入又は改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。

- 申請受付期限  
A型、B-2型、C型：2019年12月16日までに申請（事後申請）してください。  
B-1型：2019年9月30日までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請を行ってください。完了報告書は2019年12月16日までに提出してください。

参考

この他に、レジや券売機の導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。（最優遇金利です）

詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせ下さい。

## A型 複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジ等の種類や複数税率への対応方法により合計6種類の申請方式に分かれます。

A-1型

### レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型

### レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型

### モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせて、レジとして新たに導入するものを補助対象とします。

A-4型

### POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修又は導入する場合の費用を補助対象とします。

A-5型

### 券売機

[2019年2月6日拡充]

券売機を区分記載請求書等保存方式に対応するように改修又は導入する場合の費用を補助対象とします。

A-6型

### 商品マスタの設定

[2019年2月6日拡充]

消費税軽減税率制度の実施前に、複数税率対応レジ等の商品マスタ設定をする場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入（共同申請）も補助対象となります。（A-2型、A-6型を除く）

**いずれも、補助額は、1台あたり20万円が上限です。**

- 基本的には、補助率は3/4ですが、レジ1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率4/5、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

**複数台数申請等については、A型全体（A-6型を除く）で1事業者あたり200万円を上限とします。**

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

**申請サポート制度が充実しています。**

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。（A-2型、A-5型は代理申請を原則としています。）  
（A-4型は代理申請又は共同申請を必須としています。）  
（A-6型は代理申請を必須としています。）

## B型 受発注システムの改修等支援

**B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。**

**B-1型**

### 受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、電子的な受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

**B-2型**

### 受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる入替（共同申請）も補助対象となります。（B-2型を除く）

### 原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。

- 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。
- 電子的受発注システムの改修・入替にともない、あわせて「区分記載請求書等保存方式」に対応するために請求管理システム（事業者間取引における請求書等の作成に係るシステム）の開発・改修・導入する場合も補助対象となります。

※1 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。

※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

### B-1型は、指定事業者による代理申請とします。

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。中小企業に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。
- 申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。

**※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。**

### B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うこととなります。

### 補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

- （小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の3/4です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。
- B型とC型の両方の補助金を申請する場合は、B型の1事業者あたりの補助上限額をB型とC型の合計額の補助上限額として適用します。

C型は、指定事業者にシステムの改修等を依頼するか、事業者自身でパッケージ製品を購入し導入するか、請求書発行の専用事務機器を改修・導入するかで3種類の申請方式に分かれます。

## C-1型

**請求書管理システム（指定事業者改修・導入型）**

システムベンダー等に発注して、請求書管理システムを改修・導入する場合の費用を補助対象とします。

## C-2型

**請求書管理システム（ソフトウェア自己導入型）**

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入して請求書管理システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

## C-3型

**請求書管理システム（事務機器改修・導入型）**

ハードウェアと一体化した請求書管理システム・事務機器を改修・導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入（共同申請）も補助対象となります。（C-2型を除く）

**軽減税率に対応するため「区分記載請求書等保存方式」の請求書を発行する事業者が対象です。**

- 基本的には、補助率は3/4ですが、請求書発行に必要となるプリンター、パソコン等の汎用端末は1/2となります。

※補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。

※1事業者あたりの補助金の上限は150万円となります。（ハードウェアの上限は10万円）

※C-3型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合には、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

**C-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。**

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・導入」のため、指定事業者による代理申請制度とし、中小企業に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。

**C-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。**

- 中小企業・小規模事業者等が自ら申請することとなります。

**C-3型は、事務局に登録された請求書管理システム・事務機器が対象です。**

- メーカーや販売店等による代理申請等が利用可能です。（代理申請又は共同申請が必須）

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター [受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）]

0120 (398) 111/通話無料

0570 (081) 222/通話有料 (IP電話等からの番号 03 (6627) 1317/通話有料)